所定疾患施設療養費算定について

平成24年4月の介護報酬改定により，介護老人保健施設において，入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から，肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について，下記の条件を満たした場合において評価されることになりました。

記

【算定条件】 令和3年4月より改定

① 所定疾患施設療養費（Ⅱ）は，肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し，治療管理として投薬，検査，注射，処置等が行なわれた場合に，1回に連続する10日間を限度とし，月1回に限り算定する。
（肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る）

② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は，同時に算定することは出来ないこと。

③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ　肺炎　　ハ　帯状疱疹

ロ　尿路感染症　　ニ　蜂窩織炎

④ 算定する場合にあっては，診断名，診断をおこなった日，実施した投薬，検査，注射，処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑤ 請求に際しては，診断，行なった検査，治療内容等を記載すること。

⑥ 当該加算算定開始後，治療の実施状況について公表すること。
公表に当たっては，介護サービス情報の公表制度を活用する等により，前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和2年度　所定疾患施設療養費　算定人数および日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	2		1	1	1	2		1			2		10
日数	7		4	5	3	3		3			3		28

所定疾患施設療養費に係る算定状況について

令和3年度　所定疾患施設療養費　算定人数および日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数		2	1	1	1	2	3			2	1	1	14
日数		9	2	2	7	10	7			6	2	7	52

令和4年度　所定疾患施設療養費　算定人数および日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	1	4	6	1	1	2							
日数	5	24	23	2	4	6							

令和5 年度　所定疾患施設療養費　算定人数および日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数													
日数													